

開会の日 令和2年7月14日(火)
場 所 協議会室

◆出席委員(13人)

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
財政課長	上畑	浩司
管財課長	砂田	健太郎
税務課長	渡邊	康智
市民福祉部長	藤井	弘史
子育て応援課長	今村	安志
子育て応援課子育て政策係課長補佐	仲島	孝子
地域包括ケア課長	都竹	信也
市民保健課長	花岡	知己
商工観光部長	清水	貢人
商工課長	大上	雅人
商工課商工係長	中村	篤志
観光課長	洞口	廣之
観光課観光誘客係長	横山	理恵

教育委員会事務局長	谷	尻	孝	之
生涯学習課長	大	庭	久	幸
生涯学習課生涯学習係長	野	上	英	一
神岡振興事務所長	森	田	雄	一 郎
神岡振興事務所市民振興課長	岸	懸	貴	則

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	野	村	賢	一
書記	水	上	時	雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第86号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)

(開会 午後1時00分)

◆開会

○臨時委員長（野村勝憲）

ただいまから、予算特別委員会を開会します。本日の出席委員は全員であります。

本日は、本委員会設置後、初めての委員会でありますので、飛騨市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまで年長の私が委員長の職務を行います。

これより委員会条例第9条の規定により、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

互選の方法については、指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選の方法によることに決定しました。

続いて、お諮りいたします。委員長の推選は、臨時委員長においていたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決定しました。

それでは、委員長に前川委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました前川委員を委員長とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました前川委員が委員長に決定しました。

◆休憩

○臨時委員長（野村勝憲）

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩 午後1時01分 再開 午後1時02分)

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法については、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。副委員長の推選は、委員長においていたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

それでは、副委員長には高原委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました高原委員を副委員長とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高原委員が副委員長に決定いたしました。

本委員会の会議録記録の署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。当委員会に付託されました案件はお手元にお配りした付託一覧表のとおりです。審査に入る前にお願いをいたします。質問は一问一答制とし、内容がしっかりと伝わるよう、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後マイクを使い、自己のお名前を告げ、質疑は予算書などの該当ページを示してから質問されるようお願いいたします。

以上、ご協力をお願いいたします。

それでは、付託案件の審査を行います。

◆議案第86号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【総務部所管】

●委員長（前川文博）

議案第86号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）のうち、総務部所管についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（泉原利匡）

議案第86号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）のうち、総務部所管についてご説明申し上げます。

今回の補正は7,395万2,000円を追加し、予算総額を213億3,836万5,000円とするものです。

歳入を説明いたします。4ページをお願いいたします。

繰越金ですが、今回の補正予算は確定した前年度純繰越金をもって調整いたしました。最終的な繰越金は他の歳入も含め、9月補正予算にて調整する予定です。

歳出を説明いたします。5ページをお願いいたします。

財産管理費ですが、市有施設の感染防止対策として市役所・振興事務所・福祉施設・商工観光施設・集会施設・文化施設・医療施設などの来客用カウンターなどにアクリル板設置や消毒剤、非接触型体温計などの費用に600万円と小中学校の体育館など夜間利用時の換気対策を講じるため、網戸の設置等に400万円を計上いたしました。

次に船津火災復興費ですが、委託料は、土地購入のための境界確認、確定測量など登記に必要な業務の委託料です。維持修繕工事は、建物解体後の土地について立ち入り禁止等の安全対策に必要な工事費です。土地購入費は、被災地の公有地化のための購入費で17筆、約840平米分です。

大規模火災被害臨時資金貸付事業補助金は、被災者への生活再建資金、建物解体費用の貸付のための制度を創設し、その原資を飛騨市社会福祉協議会へ補助し、社会福祉協議会から貸付するものです。具体的には、県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度をベースに連帯借受人を不要とすること、貸付金額を300万円まで可能とすること、償還据置期間を6カ月以内から2年以内に、償還期間を7年以内から10年以内にするなど貸付要件を緩和することを考えております。

6ページをお願いいたします。

最下段、予備費ですが、今回の船津火災復興費の財源として予備費を減額することで財源調整をしたものです。

以上で、総務部所管の説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

午前中の、要するに船津火災の件で、予算ということでお金のケアをちょっと含めて質問させていただきます。まず、土地購入費ということで、1,676万円というのを計上されております。この購入される面積は、アバウトどのくらいで、坪単価はいくらくらいになるのでしょうか。

□総務部長（泉原利匡）

購入面積は、17筆で約840平米でございます。坪単価に直しますと、坪6万5,900円くらいになります。

○委員（野村勝憲）

当然土地を売買すれば、所得税というのが関わってくるはずですね。

今回、土地を売られる方に対してそのへんの件は、例えば、火災保険に5軒入っておられる方も含めて所得税は一律にかかると思いますけど、どのような計算になっているわけでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

今回、この予算が通りました際に契約させていただく所管のほうは、管財課で予定しておりますけれども、その際に売買にかかります所得税については、とくに控除できるものはないというふうに考えておりますので、通常の所得税の課税がされるということで考えております。

○委員（野村勝憲）

これ、かつての話で申しわけないんですけど、私情報を得たところ、若宮町の交流センターですね、旧の駐車場じゃなくて、要するに入場者数の件からしてキャパ的にもっと駐車場がいるということで、一番その近いところで古田歯科さんの裏の駐車場、あそこを市が購入したと思いますわ。民間の方々からね。そのときは、たしか所得税はかからなかった、免税されたというようなことの情報を聞いているんですけど、そのへんのことを確認されていますか。

□管財課長（砂田健太郎）

今、委員がおっしゃいました事業につきましては、当時事業認定という手続きをとられてやられたというふうに伺っております。でございますので、当時そのような控除がとれたということでございますが、今回購入する土地につきましては、そういうような計画がたっておりませんので、残念ながらそういうことができないということでございます。

○委員（野村勝憲）

今回のやつはたしかに一時的に駐車場ということで、最終的の目的はこれからだということで、要するに船津のまちづくりのことも含めて、いろいろ緑地広場にするとかね、いろんなことを検討されていると思いますので、交流センターはあくまでも駐車場を確保したいという大義名分があったと思いますので、そのところは矛盾点がないようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

□総務部長（泉原利匡）

管財課長申し上げましたとおり、目的があって購入する場合には、事業認定とか跡地利用とかというような方法で税の控除される場合もありますが、今回は議員おっしゃったとおり、今まずは駐車場として利用するということですが、最終的にはまた別も用途

になる可能性もあるということですので、そのへんは矛盾のないようにしたいというふうに思います。

○委員（野村勝憲）

もう一点だけ、今回13軒、1軒は住所がわからない、相続がわからないということなんですけども、少なくとも12軒の方々は売却予定ということで、私なりに了解してるんですけども、そうなりますと、当然、今まで固定資産税というのは徴収されていたわけですね。そうしますと、今後固定資産税は当然徴収できなくなるわけですけども、年間どのくらいの固定資産税が支払われたんでしょうか。例えば、12軒で。アバウトでいいですよ。

□税務課長（渡邊康智）

今回購入想定する土地につきましては、購入価格の想定の根拠となった評価額は1,170万円くらいなんですけども、住宅用の土地につきましては、軽減の特例、税金を6分の1とか3分の1にするという特例がございまして、実際課税標準額にすると約200万円でございます。そういうことを考えますと、税額にすると3万円余りくらいが減収になるということになりますのでよろしくお願いたします。

○委員（住田清美）

私もただいまの土地購入費のことについてお尋ねします。今ほど17筆、840平米ということでしたが、ここには相続人が今調査中の1件があるんですが、このぶんも入っての金額でしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

この金額の中にはおっしゃった調査中の件も含まれております。

○委員（住田清美）

そうしますと、たぶんこの調査不明の土地については単年度、年度内の完結が難しいかもしれないんですが、そのぶんは繰り越しということになる可能性もあるんでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

現在調査中でございまして、その調査の結果、どなたと相談すればいいのかということが確定しましたら、スムーズに進むということも考えられますけれども、難航するということは十分考えられますので、その際に、繰越であったり、一旦流して再度後年度に予算化するということが必要になる場合もあると考えております。

○委員（住田清美）

確認ですが、あとの方についてはもう購入というかたちで進めるということでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

残りの方については、購入をしてほしいという意向を伺っておりますので、それ以外の障害がなければ契約をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

午前中もちょっとこれ予算と直接あれじゃないですけど、午前中も糸魚川の話をしたと思いますね。これで糸魚川ですね、要するに産業部に復興推進課っていうのがあります。課長以下6名で対応されています。今年度が4年目になりまして、5カ年計画で、要するに復興事業を推進されているわけですね。私は電話でお願いして、その後FAXでお願いした。非常に対応がもうきちっとやってくれますわ。ですからぜひそちらのほうに出向いていただいて、今まちづくりを盛んに進められております、復興の。それも糸魚川の北口にキターレという事務所を設けて、そちらでは要するに管外視察ですね、こちらで言ったら。視察も受け入れられていらっしゃるの、いろいろ例えば、私、6ページにわたってFAXをいただいているんですけども、瓦れきの処理の方法とかですね、具体的にあれは環境庁からやっぱ示されている処分ですね、こちらはちょっと難しいかもしれないですけど、そういう市町村に対してどうやったら配分できるのか含めて、いろんなことをぜひ研究のために、行かれたらどうでしょうか。部長、いかがですか。

□総務部長（泉原利匡）

今回の事業するうえで参考になる部分についてはお聞きしたいと思います、ちょっと行くか、行かないかまではちょっとあれですが、電話等も含めて相談といいますか、聞くことがあれば、聞きたいというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

別便で6ページにわたったものをですね、今FAXなので見にくいんで、資料を添えていただくことになっていますので、また部長のほうへお渡しますので、ちょっと研究してください。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

◆休憩

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時16分 再開 午後1時17分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第86号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【市民福祉部・教育委員会所管】

●委員長（前川文博）

議案第86号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）のうち市民福祉部・教育委員会所管についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、市民福祉部所管の予算についてご説明いたします。

予算書につきましては、5ページをお開きください。ご説明につきましては、概要版の個表10ページのほうでご説明をさせていただきたいと思います。

10ページをお願いいたします。

まず、民生費の児童福祉総務費、ひとり親世帯臨時特別給付金、国事業でございますが、こちらのほうのご説明をさせていただきます。予算規模といたしましては、1,326万円。内訳といたしましては、給付金が1,215万円、事務費が1,110万円の内訳になってございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯では、収入減など生活に大きな影響を受けております。こうした所得が低いひとり親世帯への臨時特別給付金事業として、一世帯あたり最低5万円のひとり親世帯臨時特別給付金を支給しますということでございます。対象者につきましては、その下に書いてございます。二本立てになってございまして、まず1つ目は基本給付についてでございます。

まずケース1番でございますけども、こちらにつきましては、6月分の児童扶養手当が支給された方、こちらにつきましては、7月10日に支給をしております。こちらの方につきましては、申請不要で自動的に支給額、下のほうに基本給付、一世帯5万円ということで書いてございますけれども、第2子以降は1人につき3万円加算というものが支給されるというものでございます。

それからケース2の場合でございます。児童扶養手当が全額停止、支給停止いわゆる公的年金があたってみえる方で、停止されている方、こちらにつきましても児童扶養手当の計算よりも少し今回の給付金の幅が広がっております。児童扶養手当が支給されてない方につきましても、こちらのほうが支給されるという場合がございます。

それから3番目でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になってみえる方、いわゆる収入が高くて児童扶養手当が支給されてない方ですね。今回のコロナウイルスの影響によりまして収入が減ってきたという方、それで児童扶養手当を受給している方と同水準の収入まで落ちている方、そういった方が対象になるということでございます。

それと追加給付といたしましては、先ほど申し上げました基本給付の①②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変して収入が大きく減少する方でございます。先ほど申しましたように、支給額は基本給の方は、一世帯5万円、第2子以降は、1人につき3万円加算するというので、給付見込人数としては基本給

付分としては114世帯を見込んでおりますし、第2子以降は、63名というようなかたちで見込んでおります。

それから2つ目の追加給付でございますが、こちらのほうが一世帯5万円ということで、基本給付分の約8割ということであってこれは国の方から示されてございまして、概算でございますけれども、約91世帯を予算計上しているものでございます。

支給月といたしましては、基本給付については8月から、追加給付につきましては10月からということで、先ほど申しましたように基本給付の①につきましては、自動的に支給がされます。

基本給付②③、それから(2)の追加給付につきましては、申請が必要ですよということで、こちらから該当しそうな方には申請書を送らせていただいて対応するというようなかたちでございます。

それから今の概要版の1ページ戻っていただきまして、9ページをお願いします。返済免除付生活支援資金貸付制度の返済免除要件大幅緩和ということでございまして、こちらのほうにつきましては、予算額は既決予算の対応ということで、今回の追加の予算は組んでございません。収入減少によりまして家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、真に生活に困っている市民が安心して借りられるよう、家賃や子どもの学費等の固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和を行わさせていただきたいと思っております。

具体的にはその下でございますが、初回借入分、こちらにつきましては、返済免除の対応としておったところでございますが、2回目の借り入れにつきましても、返済免除の対象に追加したいということっております。

2つ目です。世帯の月の支出において、固定経費、いわゆる家賃、借入金返済、子どもの学費、別居親族への仕送り、そういったやむを得ない固定支出のある場合は、その支出額につきましては、下のほうに、ちょっと後ほど説明をさせていただいておりますが、免除基準に加算して返済免除判定を行いたいということでの拡充でございます。

真ん中下ほどをごらんいただきますと、例えば、二人世帯で本資金借入後4カ月目の世帯収入月額が18万円だったと仮定して、毎月4万円の住宅ローン返済をしている場合ということでございます。これまでですとローンのことはみなくて、その上の二人世帯でございますので、免除基準額15万円ということになります。世帯収入月額が18万円でございますので、基準額よりも多いということで、これまででは免除ということにはならなかったんですけども、今回の固定経費を加えることによりまして、住宅ローン免除基準額15万円プラス住宅ローン4万円をプラスして19万円が免除基準額ということになりますので、先ほどの世帯収入月額の18万円と比べまして、今回の免除基準額19万円のほうが多いものですから、こちらのほうが返済免除ということに該当させたいということで提案しているものでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて、説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

そうしましたら私どもも今の説明資料のほうを活用させて説明させていただきます。

私どものほうですが、5ページをよろしく願いいたします。

コロナに負けない元気な地域活動の支援ということでございます。まず目的としましては、感染症への不安などから各地区の活動について、見合わせ等が検討されていることから実施に向けて検討してもらうにあたりまして、各地区の集会場におきます感染症対策に要する費用及び地域活動にかかる費用の一部を支援することにより、地域活動の継続を支援するものでございます。

まず1つ目としましては、各地区の集会施設の感染防止対策について支援するものでございます。対象となるものは、飛沫感染防止アクリル板や自動手指消毒噴霧器・非接触型体温計など感染症対策にかかる費用と認めるものでございます。補助率につきましては、10分の10。上限は、10万円。期限につきましては、10月30日とさせていただきますが、すでに4月以降に購入されたものにつきましても、遡及して対象としたいということを考えております。

2つ目としましては、コロナと共に生きる地域活動支援補助金の創設でございます。行政区や公民館が地域の方を対象とする事業費用の一部について支援するものでございます。具体的な対象団体としましては、行政区や町内単位などで地域活動の実績があり、経理・会計機能を有する団体でございます。

対象の事業ですが、新たな制度を活用していただくなど衛生環境整備が実施された地区公民館や市の公民館で開催され、広く地域住民を対象とした総会やスポーツレクにかかる費用及び親睦会などについても対象としたいと思っております。補助率につきましては、2分の1。上限は10万円。期限は令和3年3月31日ということにしております。

なお、事項別明細書のほうでございますが、6ページのほうにあります教育費のうち公民館費、地域活動支援補助金としまして1,200万円の補正を計上させていただいております。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

コロナに負けない元気な地域活動の支援ということで、コロナと共に生きる地域活動支援補助金、これ何で教育委員会なんですか、そもそも。

□生涯学習課長（大庭久幸）

ご存じのとおり緊急事態宣言が4月の下旬に出されてから、各地域でいわゆるコロナが心配だということで、地域コミュニティ活動が著しく落ち込んでいるということでありました。それで最近では、事態が解除されて徐々にではありますが、古川町公民館の使用の件数もあがってはいるんですが、やはり地域の集会施設のコミュニティ活動は依然として低迷を続けているということでございます。従いまして、なんとか徐々に地

域のコミュニティ活動の活性化あるいは回復ということで、今回まず衛生的に会合あるいは会合の後の懇親会、従来やってみえました親睦会等をなんとか支援をさせていただいて、安全安心に従来の活動に戻そうというところが考え方であります。

ですので、まず地区の備品整備につきましては、10分の10ということで10万円上限でございますが、支援をさせていただいて環境を整えた後、2番のソフト事業であります、飲食を伴う懇親会等の補助も積極的に市のほうで支援させていただいて、地域の今、結いといいますか、連帯感といいますか、そういったものが落ち込んでございますので、そういったものを回復させたいという観点から今回補助金を上程をさせていただきたいというふうに思っているところです。

●委員長（前川文博）

すいません。答弁ですけれども、今回質問と今答弁が全然食い違っております。「なぜ教育委員会です」という質問なんですが、もう一度いいですか。

○委員（水上雅廣）

わかりました。今予算を立てるときはもう少し前だったでしょうから、今のような状況にはなっていないと思うんですけども、東京のほうでも200人を超えるような感染者が何日も続いたり、それが第2波だっておっしゃるような方もいらっしゃる中で、地域の方々も本当にコロナに関してはもうすごく敏感で心配をされておるわけで、そうした中であえてこれをやらなきゃいけない、これをやろうっていうところに至ったのは、どういうことなのかなっていうことは、素直にお聞きをしたいと思うんですけども。

△市長（都竹淳也）

この話は、1番はずっと定点観測で市内の状況を把握しているのですが、宴会に関わる仕出しと地域の酒屋さん、ここが圧倒的に取り残されていて回復の見込みがないというところがもともとの議論のスタートでした。それをやっているところが一番どこなのかということになったときに、今、夏ですからこの時期少ないんですが、このあと秋に敬老会の話が出てくる。とくに神岡町はそうなんですが、敬老会のご相談が随分きてきました。不安なだけでできるものなのかどうなのかって話があって、ここで逆に秋の段階でこれにのっていけないと、恐らく今年度だめだろう。そうするとき、ただやっってくださいというわけにいかないものですから、感染対策をしっかりとやるということを担保しなければ先へ進めないだろうということで、感染対策をしっかりとやる支援制度がある。それをやり方もわからない、何を買ったらいいかわからないっていう話もあるので、そこをしっかりとまず手当てをしようじゃないかというのが、この①の話ですね。その上で、地区のいろんな行事をやってもらうことによって、市内の経済活動を支えていくと、そういう話がこうずっときたということです。

たしかに今、東京かなり感染者増えていますが、そもそもウィズコロナですから、こうした状況は恐らく何度も繰り返しながら今年度いくんだらうということなので、その都度止めたり、やり直したりというわけにはいかないもので、もちろん制度として用

意したうえでどう使われるかということもそのときあると思いますが、しっかり制度として用意していくということで、ここで使つてと、こういうことでございます。

○委員（井端浩二）

今の関連ですが、この期限が来年の3月31日までになっております。今の話、老人会あるいは年末の忘年会等につけてかなり喜ばれる施策じゃないかなと思いますが、同じ団体が何回使ってもいいのか、そのへんについてはどうでしょうか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

同一の団体が10万円上限に達するまでということで、複数回を見込んでおります。つまり、敬老会をやられたり、地域のスポーツレクの後に飲まれたり、そして年度末の総会の折に会合と懇親会というようなことで、上限に同一の団体が達するまでということでできるだけご活用いただきたいという思いを込めております。

○委員（井端浩二）

上限10万円ってことは、1つの団体が合わせて10万円に達すれば終わりということですか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

はい、そのとおりでございます。例えば、〇〇行政区の中で、同じ申請団体という名義の中で、3回あるいは4回というようなこともあろうかと思いますが、こちらのほうで履歴を換算しまして、累計10万円に達するまでという考え方でございます。

○委員（井端浩二）

そのへんはわかりましたが、あと、この予算見ると総額300万円ってということで、それで達したら終わりなのか。何か今のお話聞くと、大変盛り上がるようなイメージがあるんですが、それについてはいかがでしょうか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

今回予算額1,200万円ということで、同じ補助金ということでございますので、この中で賄いたいというふうに思っているところでございます。

○委員（籠山恵美子）

今の資料の5ページを見ているんですけどね、まず、その①、地区の集会施設へのこの感染防止対策ですけど、これ、大事なことだと思います。

非接触型の体温計なんかは、もう施設ごとにぜひ設置すべきだと思っておりますので、大事なことだと思うんですけども、それがあって初めて②のソフト事業とかその実際の人の活動に安全な対策がとれるんだと思うんですけども、ただ先ほどの当局の説明聞いてますと、たぶん生涯教育っていうと教育委員会の管轄だから縦割りでそっちのほうで予算を計上したのかなって感じしますが、大事なのはそういう機材を設置して整備してもその使い方あるいはその徹底の仕方、それをどこが指導するのかということだと思うんですね。そういうことでいうと、今飛騨市は市民福祉部を中心にして一貫してこういうコロナ関係の問題だったら、まず市民福祉部に相談してください、あるいは市民福祉部の指導を受けてくださいっていうふうになっているのか。やっぱり縦割り

で、この公民館のことは教育委員会だから教育委員会に聞いてくださいよ、あるいはこっちはここですから観光のほうに聞いてくださいって言って、こういうふうにバラバラになってしまうのか。それだと統一した感染防止対策っていうのが市民に徹底されないと思うんですね。そういうことでいうと、これはいいことだなと思うんですけども、これだけで予算がついてそういう設備を充実させましたから、あとは区長さん頼みますよって済んでしまうとちょっと危険なような気もするんですけども、そのあたりの連携はどうやってこれからつくられていくんですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

感染対策の徹底でございますが、基本的には市民福祉部の市民保健課、健康推進系のほうでコロナの本部会議のほうを設けさせていただいて、毎回感染防止についての、例えば啓発ですとかチラシ関係でございますけど、そういったものも出させていただいているところでございますし、各ガイドラインのほうも周知させていただいているところでございますので、基本的にはこちらの部署が指導を徹底していくということになります。そのアドバイザーみたいなかたちですね、市民病院の中林先生がいただいておりますので、中林先生からの教授も受けながらやっているところでございます。

○委員（籠山恵美子）

わかりました。そうすると、例えば、区長会の集まりなんかでも十分に説明ですよ、こういう備品を整備したうえでの地域の公民館の管理をする館長さんも含めて、やっぱりこういう感染防止対策、衛生管理をきちんと学んでもらう、講習してもらおうということには、これから本当に心配なのはお盆に向かって、国ではGo Toキャンペーンで移動しなさいってことを撤回してないですから、そういう中でやっぱり都会から子どもが帰ってくる、孫が帰ってくるっていうことも含めて、どうやってそういうのを先回り安全対策をとるのかっていったら、やっぱり市民の多くいろんな役職持っている方は、当然先頭に立って、感染防止対策の知識をきちんと入れておかないとまずいと思うんですね。だからそのあたりで、区長会との連携なんかはとれているんですか。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

実は、区長会が7月にいろんなところで行われていますが、今回こういったことにつきましては区長会の折に、ちょっとうちのほうの職員出向いて、こういった制度のほう考えておりますのでということで、事前にある程度の説明はさせていただいております。そういった中で当然ですけど、先ほど市民福祉部長の話がありましたとおり、お互いがお互いをというかたちはなくてですね、私どものほうもやはり公民館の使い方というか、1つのガイドラインを示しながら安全防止というかですね、そういうところを啓発させていただきながら、教育委員会だけでなく市民福祉部、それから区長会等入れながら、総合的に当然感染防止のほうをやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足をします。いろんな区長さんに聞いてもらったりということもあるんですが、個別事項になるとやっぱその都度聞きたいことも出てきますし、例えば、アクリル板の設置は、どのくらいの範囲でどうやったらいいのかということがわからなくなるものですから、今回、この資料7ページに出てくるんですけども、安全安心コーディネーターというのをつくろうと。今回、その中に設けておまして、こっちの講習のほうは、市民保健課の所管になるんですが、実際にアクリル板なんかを設置ができるような販売をされるような事業者の方に講習を受けてもらって、知識を受けてもらって個々に対応できるようなこともセットでやっていこうということを考えていますので、そのあたりを合わせ技でやっていきたいなということでございます。

○委員（澤史朗）

今、市長から安心安全コーディネーターの話が出たので、ちょっとお伺いしますが、先ほどこれは、市民保健課の管轄でよろしいんですね。その事業者の方に講習を受けていただいてというお話でしたけれども、これ講習内容とかというのは、どの程度、1回、そのお話を聞けばいいのか、どの程度を考えていらっしゃいますか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

7ページのほうのちょっとお話にきましたもんですから、市民福祉部所管の市の感染防止対策講習の話をしていただきます。講習につきましては、講師は、市民病院の中林先生を想定しております。事業者ですとかここに書いてございます個人の方、手を挙げていただけるような方に集まっていたいただいて、講習を受けていただいて、それで講習したことをもとに、情報提供ですとかアドバイスを行っていただきたいということでは思っているところでございます。

○委員（澤史朗）

その講習の日数というのは1日、人数的にはどのくらいの人数を想定されていますでしょうか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

講習の日程につきましては1日でございます。ちょっと今から募集といいますか、手挙げ方式で集まっていたいただく事業者さん等を募集しますので、どのくらいになるということは言えないんですけども、5社、6社くらいかなというイメージではおります。それで今月中にその講習をやりたいと思っております。もし、その例えば、8月入ってからうちの会社もやりたいとかってお話があれば、中林先生の講習をビデオで撮らせていただきますので、それをごらんいただいてそれを研修に替えさせていただきたいということを考えております。

○委員（澤史朗）

その講習を受けた方が確認作業すると、1件当たり3,000円の支給がされるということなんで、どういうかたちになるか、ある程度の人数がいなくていっぺんにその設置されたような場合には、それなりの人数がいなくて、設置をしたことはいいけれども

いつ使えるんやと、一応確認してもらわんとだめやっていう話になりかねないので、そのへんはある程度人数を確保していただければいいのかなと思います。ちょっと先ほどの公民館での話に戻りますが、先ほどの水上委員も言われたように、今また逆に感染者が増えている中で、地元としてはやっぱり公民館での寄り合いとか集まりは、できるだけ避けているんですね。上半期の総会等はほぼキャンセルで、非常に慎重になっております。その中でこういった事業が提案されたわけですけれども、先ほどの説明書の中の(3)で代表者が認める事業というのがはっきりわかるようで、よくわからない部分があるんですけれども、いわゆる区ですとか自治会で管理している、それぞれに公民館長というのがいらっしゃると思うけども、その公民館長なのか区長なのか、そしてまた古川のまちなかですと、祭りの台組というのがあります。もうほとんど区の役員と同じようなふうなんですけれども、祭に関しては、対象団体とならないですよというように説明資料にもございますけれども、この代表者というのは、どの範囲で考えていけばよろしいのでしょうか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

基本的には行政区長さんを想定しております。

○委員（澤史朗）

祭りの台組の話をしましたけど、そうすると台組総代とかそういった方は除外されるというふうでよろしいでしょうか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

一応、地域活動ということでございまして、いわゆる地域住民全般にかかるということで、代表者の行政区を対象団体というふうに私どもは捉えています。施設を区でお持ちの地域もございまして、あるいは神岡では、公民館長さんという方もいらっしゃる、施設を管理してみえますけれども、兼ねてみえるところもございまして、基本的には行政区という単位で進めていきたいというふうに思っています。

○委員（水上雅廣）

今の教育委員会の予算の地域活動支援補助金、これとりあえず終期は、3月31日になっていますから、これ限りってということで一応承知をしておいていいですか。何が言いたいかって、コロナに関しては、ずっともう皆さんが努力されていることはよくわかっているんですけれども、次から次と拡充・拡大、あるいは返済免除とかいろんなことが出てきて、一体どこまで本当にできていくのかっていうのが心配なのと、コロナって長期的な対応ということになれば、こうした事業も継続してやってほしいという要望は当然出てくると思う中で、一体どのあたりで見切りをつけられたりしていけるのかなっていうのが少し心配な部分があるので、お答えいただければありがたいと思います。

△市長（都竹淳也）

数が非常にたくさん事業を打っていますから、その意味ではこれを今後どこでどうやって終期にしていくのかってことがあるんですけれども、ただそれはやっぱり感染対策

ということもありますが、市内の経済状況ということが一番大きいなというふうに思っておりまして、今回のやつは感染対策なんですけど、こうした防御の部分はだいたい一通り終われば、大体終わっていくんじゃないかなと思うんですが、経済的な対策とリンクした部分というのは、今後何が出てくるかまだわかりません。それでやっぱりそれはもう例えば、年度末までいった段階でもっと長期化しそうだということであれば、新年度予算の当初予算からそういったことを盛り込んで予算を組まなきゃいけませんし、やっぱりコロナ対策というものは一種の災害ですから、優先していかざるを得ないということになると思うんですね。結論から申し上げますと、今段階では何とも言えないということです。コロナが例えば、1カ月後に急に収束すれば終わります。ですけど、3月でまだもっとひどい条件だといえ、もっと打たないといけませんし、その都度、その都度で状況を見ていく必要があると思っておりますが、ただ長期化するのとはほぼ間違いないと思っております、やっぱりその都度、次の対策を打たないといけないと思っておりますから、我々としてはちょっと財政的な余力を残しながらいかないと、このあとの対策は難しいのかな。秋以降ですね、冬は必ず大きな波が来ると思っていますので、そのあたりの余力を残しながらいきたいなと思っておりますのでございます。

○委員（籠山恵美子）

今、この5ページを読んでいますと、やっぱり①は、本当にこれ大事なことだと思うんですね。各施設に感染防止のいろんな備品を設置しておくのは、本当に大事なことだと思うんです。これが②になると、例えば、私の住んでいる向町だと向町区民がずっとお金を積み立てて公民館つくっています。そこがもう使ってもコロナ対策のいろんな備品を整備したので、区民の皆さん使ってくださいというアピールをしたときに、何でもかんで自ら経理する会計機能を持っている団体ではないわけですよ。本当にそこで体操をやったり、それから季節、季節で生け花教室であったり、社交ダンスのグループがあったりして自由闊達に使うんですけれども、そういう感染防止対策が整備されたら区をとおして使ってもいいですよというふうに広げていくという理解でいいんでしょうか。あるいは、まずはもうちょっと大きい団体で、ある程度の経理もできているようなそういう団体を優先して補助しますから、そこで、まず試しに使ってみてくださいという②のやり方なのか、このへんがちょっと理解しにくいんですけど、教えてください。

□生涯学習課長（大庭久幸）

この制度の今の立ち位置といいますか、考え方ですけど、今の議員さんおっしゃられたように（2）地域の地縁団体、いわゆる行政区でいろいろと事業をやってみえると思うんです。例えば、夏であれば納涼祭とか広く区民の方を対象にしてみえる、そういった事業が催行しないと、ことはやらないとか、かなり低迷しておりますので、そういったものを掘り起こすということで、この（2）では、そういう広く地域住民対象あるいは地区の総会、世代を越えたスポーツ、例えば、グランドゴルフの3世代とかそういったスポーツイベントをやって広く区民の方が懇親しあうと、親睦するというものをターゲットとしてやっております、例えば、今おっしゃられました何とかサークルとか

こういう個別の、いわゆる愛好団体までこの制度は上限10万円、2分の1というところを当てはめると、すごく幅が広がってしまいますので、現時点の考え方としては、今回は地縁団体の地域住民の方を広くお誘いするイベントというふうにさせていただいております。

○委員（籠山恵美子）

わかりました。そうしますと、今は公民館はずっとドアを閉じていまして、使えない状態になっていますけれども、例えば、これから夏に向かって、いつも公民館のグラウンドというか駐車場で子どもたちのラジオ体操とかやるんですよね。そういうような個別の活動、そういうものは補助金を貰う貰わない関係ないんですよ、そういう外に向けた動きというのは元気な地域活動っていうことからいうと、それ対象にしてないってことですか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

（2）の補助金につきましては、結局イベントを開いた後の次の飲食にかかるということで、いわゆる仕出しであるとか飲み物であるとか、そういったところに波及して市内の経済効果といいますか、そういったものを掘り起こしていくってことでございますので、ラジオ体操とか事業だけやってその後解散ということになりますと、この（2）の補助金については、該当しないというふうに考えております。

○委員（籠山恵美子）

なるほど。そうすると、やっぱり景気喚起というか、そっちのほうの目的ですよ。だから生涯学習の教育委員会の政策で出てくるものですから、どこまでそういう地域活動を広げるのか、全部補助対象になるのではないだろうし、その線引きが私たちにはわかりにくいですよ。よくよく読んでみたら、やっぱり飲食とかそういうものにつながって、地域の懇親会とか敬老会の昼食会とかあるいはテイクアウトのお弁当も出しますよみたいな活動につなげるための公民館利用というものの補助金ということなんですか、これは。わかりにくいですよ。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

そこだけ捉えればそう見られる可能性がある、基本的にはそれもいいよという話でありまして、例えば、仮の話ですけれども、盆踊りをやるというなら盆踊りにかかる費用っていうのもあるかと思えます。例えば、スピーカーだとか借りてこなきゃいけないとかそういった飾り付けであるとかそういった費用も、基本的にまずそういったものもなりますよということです。飲み食いもですので、そこらへんはその話がちょっと大きくなってしまいうんですけど、全般的にそういった方についてもオッケーだということでご理解願いたいと思います。

○委員（高原邦子）

敬老会、先ほど市長は先週かなんか神岡でなされたんだと思うんですが、いろんな方から私、電話もらってちょっとまだ把握してないんでって言ったんですけど、例えば今神岡では夏の盆踊りとかそういったこともみんな中止なんですね。それで、敬老会開く

のも8月前ぐらい、もはや2カ月ぐらいも前から予定を立てておかないとなかなかと準備ができないと。そうすると、やっぱり無理かななんて思っているところ、かなりあると思うんですね。聞かれたのが、例えば、敬老会開かなくても、敬老会にかわるおもたせ、テイクアウトじゃないけど、さっき言われたような、そういうのにも補助金出るんかいな、なんて聞かれたんですよ。私は、ちょっとそこ把握してなかったんで、ペンディングしておいたんですけど、はっきり言って敬老会なんかなかかなか神岡でも開けないんじゃないかなと今の状況では思っています。そうすると、敬老会のそういったものに一応お酒とかこういった小瓶をつけるとか、いろんなことをすれば、2分の1ですけど補助金出るということに捉えていいのか、そのへんいかがですか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

そういったことも見込みまして、今回のテイクアウトも可能ということで、どうしてもそこで食べなきゃならないということじゃなくて、そういうようなことも柔軟に対応してテイクアウトも可能ということで、この制度をつくっております。

（不規則発言あり）

○委員（水上雅廣）

どうもやっぱり今の籠山さんの質問を聞きながら、これってやっぱり教育委員会というよりどっちかっていうと商工じゃないかなって、やっぱり経済対策として打ち出したほうがいいような案件ではないかなって感じがするんですけど。やっぱり教育委員会ってたしかに生涯学習課もいろんな幅広い中での業務なんですけど、何ていうのかな、コロナに対しては、一番厳しい課というか部局であるという、そういう認識もある中で、集会を大人数でやるところを増やしましょうとかいうところを率先してやられたりとかってのはどうもやっぱり違和感がある。先ほど説明もいただきましたけど、これの組み替えみたいなことってできませんかね。

△市長（都竹淳也）

組織マネジメントですので、私からお答えしますが、実情を申し上げますと、商工課パンクしていて無理です。あまりにも経済対策を全部商工課でやっていたらもちません。できるだけ庁内にいろんな仕事を割り振っています。おっしゃるとおり、経済対策なら商工、よくわかります。論理的に考えたら間違いなくそうです。しかし、組織マネジメントってそんなわけにいかないんです。3人、4人の職員で融資の関係とか、例えば、ステイホームの補助金、いろんな環境対策、ものすごい量やっています、今。それで15日に1人、外から兼務かけて投入するんですが、それでも追いつかないんです。それで、できるだけ関係しそうな他のところで仕事を割り振ってもらわないと、これだけ膨大なコロナ対策というのはできないです。およそ災害対策っていうのはそういうもので、例えば、危機管理課が全部災害対策のとき、仕事ができるかというところじゃないです。なので、一昨年7月豪雨のときにも割り振ります、関係ない課に。そうやって、やっていかないと組織が回らないので、そうしております。なので、生涯学習課で経済対策の違和感があるのは百も承知ですが、ここは目をつぶっていただくと。これは組織マネ

ジメントの問題ですので、そういうかたちで進めないと取り組めない。これが実情でございます。

○委員（野村勝憲）

参考までにお聞きしますが、各地域でいきいき体操やってらっしゃいますよね。そうした中で、例えば、ラジカセでも何でもいいんですけど、器具が故障したといった場合、それは適用されるですか、今回は。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

申しわけございません。個別の案件に答えかけるときりがないんですけども、所管している部局と相談しながら決定したいと思います。

○委員（井端浩二）

今のこの話、検討内容の一番最後のページに、イベントだけの経費は対象となるかという問い、イベントに合わせ懇親会を行われる場合のみ対象となるというふうに書いてあるので、さっきの話、盆踊りでもその後の懇親会を行えば対象になると思うんですが、盆踊りだけでは対象外だと思うんですが、そのへんについてはっきりしていただきたいなと思いますが、それについてどうでしょうか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

この制度につきましては、やはり狙いがお弁当とか小売りの促進ということでございますので、そのようにつながるものが趣旨からいって対象になるという考え方でおりますので、たしかにいろいろ消耗品とかかかるのは十分わかるんですけど、それは、通常の区の前算等でご負担をいただいて、プラスこういう、いわゆる飲食が伴うサービスを1つの目玉にさせていただいて、ぜひ家のほうから集会場あるいはイベントにですね、普段なかなか顔を見合わせる機会が少なくなったことをカバーする制度としてご活用いただければありがたいなというふうに思っております。

○委員（井端浩二）

よくわかるんですけど、今はっきり言ってもらいたいのは、イベントだけでは通らんということですね。懇親会が伴うものだけですね。

□副市長（湯之下明宏）

いろんな活動を活発にさせていただく最大の目的としましては、今課長答弁したとおりなんですが、一方でやっぱりある地域活動、これはコロナ対策にしてもいろんな活動があったりするわけなので、ちょっとそこは総合的に考えて、どうしたらこの目的を達するかについてちょっと再度見直しをかけた上で、もう一度修正したもので出して広報していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

今までずっと自粛、自粛で縮こまっていた部分を、少しずつ飛驒には感染もないし、少しずつ扉を開いていく1つの手だてなのかなというふうに話は受けとめられます。ただ、今まで3密を避けようとずっと学校でも何でもね、お年寄りの施設でも介護施設も一般にも言われてきたものですから、こういう公民館活動って3密を防ぎようがない

ところがあるじゃないですか。こういうアクリル板をやるにしても、それでもその行事によっては、それこそ盆踊りだったらもうちょっと人の接触が濃密になるわけですし、だからそういうことも少しずつ解放していくんであれば、先ほど市長おっしゃったように観光だけに任せるのではなくて、全部で所管のところでもリスクマネジメントしなきゃなんないんですよ。そういう能力も各部でつけてもらうだけじゃないですよ。だから公民館活動で何か起きたときに、感染のことについて市民福祉部に連絡して聞いてみようという話になるかもしれないけど、最終的に責任を行政が持つとなったらこういう公民館の活動については、今度は教育委員会が責任を持たなきゃなんないわけですよ、何かあったときに。だから3密が解放されていくわけですからね。だからそういうことでいうと、全部でそういうリスクマネジメントを学んでいくことは大事だと思いますけれども、そのあたりがこれからどういうふうになっていくのかなということがちょっと見えにくいですよ。

△市長（都竹淳也）

その感染対策イコール市民保健課でもないんですね。おおよそ今、すべてのところがそれをやらなくちゃいけない。コロナの対策をずっとやってくる中で、とくに緊急事態宣言が解除される5月の段階で、ガイドラインづくりというのを市あげてやりました。いろんな各種団体も上部団体といいますか、そういうところとか国のいろんな団体がいرونなところ出しています。それは、市の中でもそれぞれの所管でやっておりますので、例えば、教育委員会でも学校教育課は学校関係のことをやっていますし、文化振興課なんかですと文化関係の施設のことやっていますし、商工観光ですと観光施設だったり、あるいは本当に商工観光の施設ですね、それぞれやっています。なので、おおよそ今感染対策は、感染対策イコール市民保健課がやるんじゃないくて、おおよそ全部の人たちが全部の課でやるというのが今基本になっているというふうにご理解いただきたい。それは、何て言うんですかね、活動のベースにあることであって、それをやったうえでいろんな活動をやるんだということですから、どこかが所管するんだということじゃなくて、全部が自分のところの感染対策を考えていくっていうのは基本であると、このようにお考えいただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

それで、最終的に不安、心配なのは、これから夏に向けて人の交流が市内だけではない交流が起きてくる。市内でもそういう少しずつ人の交流を開けていくことになることになると、もし、そこに高熱が出た、具合が悪い、味覚が感じられないというようなそういう症状が出たときに市民病院は対応しませんよね。じゃあ、そういう人たちが出たときに高山までですよ。またね、PCR検査やっているところがないですから、市内には。その最終的なそういう保証も心配なんですよ。そのあたりはどうやって用心しながらやっていく覚悟が行政におありなんですか。

△市長（都竹淳也）

感染してからどう治療するかという問題と、感染しないような対策をどうするかという問題は全然別の問題ですから、とにかくありとあらゆる人が感染しないようにしなきゃいけないというのは、もうこれ日本国民といえますか、人類すべてのテーマです。なので、それはもう、まず基本的なマナーとして、例えば、人と喋るときはマスクをする、手指消毒はする、手洗いはする、あんまり近いところでマスクなしで喋らないというのは、これも国民全体のマナーとしていただくというのは当然です。ですので、当然そのいろんな所管の施設でいろんな行事をやるときも、その会議をやるときもすべてそれはもう基本としてやってもらいたいということなんですね。それは好むと好まざるにかかわらず、それをやっていかないとこれからの暮らしはできないということです。コロナの感染が怖いから何もせずに人と会わないようにしよう、人に来てもらわないようにしようということではもう世の中は全く回りませんので、これがコロナと共に生きる生活というやつで、それはもうみんながコロナと付き合い合っていくマナーを身につけてくださいということなんですね。当然、市の行事の運営側も会議なんかでもそうです。今日こうやって人を減らしてやっているのは、これも議会としてのマナー、対策ということですから、すべての人たちがすべての場所でこれをやっていくというのが基本であって、そのうえでかかってしまったときは、これはもう決まった医療体制の中で流れていくということですから、そこは峻別して考えつつ、とにかくあらゆるところで感染対策をやっていくんだということを基本にすることじゃないかなというふうに思います。

●委員長（前川文博）

よろしいですか。ほかありますか。ないですか。

すいません、ちょっと延びてますが、聞かせてください。ちょっと神岡町になっていくんですけども、この今、1番・2番で、1番がやった場合に2番の補助金が使えらるという部分の中で、市の公民館、市有コミュニティ施設、例えば、神岡町公民館、神和荘、ふれあいセンターで行うものについては、市で管理して対策がしてあるので、オッケーということで理解してよろしいですか。

□生涯学習課長（大庭久幸）

市有の公民館、神岡でありますと、神岡町公民館で、大島にあります、ふれあいセンターが適用ということになります。

●委員長（前川文博）

わかりました。もう1点お願いします。これ行政区または町内単位とあるんですけども、神岡も行政区、川西・中央区があるんですけども、基本的に町内会単位で活動しているものが集まっているんですが、行政区の中に16とか20とか町内会があった場合、その町内会が対象になるのか。あくまでも行政区、上を通して一つという団体の感覚なのか、そこちょっと教えてください。

□生涯学習課長（大庭久幸）

対象団体でございますが、町内でその会計を持ってみえる、あるいは、今まで町内単位で懇親会をやっていたという実績を鑑みまして、やっているものを中止しているものを回復させるという考え方ですので、その単位はそれぞれの団体の状況、見極めて対象としたいというふうに思っています。

◆休憩

●委員長（前川文博）

それでは、ほかにはないようですので、これで質疑を終わります。

説明職員入れ替えと今話題にありましたコロナ対策のため、少し休憩を入れます。再開を午後2時20分といたします。

（ 休憩 午後2時12分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第86号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【商工観光部所管】

●委員長（前川文博）

議案第86号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）のうち商工観光部所管についてを議題といたします。

説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

予算の説明の前に、先ほど本会議場で、株式会社飛騨ゆいの報告をさせていただきました。籠山議員さんからの質問の中で、ホテル季古里、すばーふるの原価率のご質問がございましたが、資料を持ち合わせておりませんでしたので、ここで報告させていただきます。

先ほどの資料では2ページのところになると思います。ホテル季古里原価率の計画は25.2パーセントでした。実績は26.3パーセントでございます。すばーふるにつきましては、計画が38.6パーセントに対し、実績が40.6パーセントでございます。以上でございます。

それでは、補正予算の説明に入らせていただきます。先ほど来、見ていただいております緊急対策（第7弾）資料をお願いいたします。6ページをお願いいたします。

バス・タクシーなど需要回復が見込めない業種への支援ということで、今までは宿泊、飲食店舗等に多くを対象としておりました環境整備事業支援制度の支援対象に、バス・

タクシーなどの車両にも拡大適用をいたします。仕切りパネルや空気清浄機などの整備に対し、対象経費の10分の10でバスは上限8万円、タクシーは上限3万円といたします。今回補正予算として商工業活性化包括事業補助金2,000万円を追加して、既決予算と合わせて6,000万円の中で対応をいたします。

次に7ページお願いいたします。先ほど市民福祉部のところで安心安全コーディネーターの件が出てまいりましたけれども、予算的には商工振興費のほうでみておりますので、説明をさせていただきます。

2行目の赤字で記載しております部分ですが、市の感染防止対策講習を受けた事業者や個人を安心安全コーディネーターとして認定し、市内店舗等への正しい感染防止の知識普及と対策の促進を図ります。

具体的には3点ございます。上段のコーディネーターの認定につきましては、感染防止を図るための設備や備品の製作、設置のノウハウを有する方を認定し、コーディネーター手数料として施工費用の10パーセント、上限1万5,000円を支給いたします。

また実際の施工確認作業経費として3,000円を支給いたします。この部分の補正予算につきましては、商工振興費の中で手数料150万円を組ませていただきました。

次に中ほどの2点目でございますが、コーディネーターの指導を受けた店舗事業所が行う環境整備事業の補助率の引き上げで、10分の10は変わりませんが、対象経費の上限を15万円に引き上げ、すでに10万円補助いただいている店舗におきましても、追加施工ができるものといたします。

3点目につきましては、今まで好評で多くの申請をいただいております販売促進事業支援制度を8月から制度復活をさせます。ただし、コーディネーターの指導チェックを受けた安心安全事業者に限られます。10分の10、限度額20万円は変わりませんが、2回目の事業実施も認めたいと思っております。この部分の予算につきましては、先ほど説明いたしましたバス・タクシー環境整備同様、商工業活性化包括事業の内数といたします。

次に8ページ、飛騨市安心バス旅応援事業の制度創設でございます。これにつきましては、いまだ需要回復が見込めない市内バス事業者支援と適切な感染対策を講ずる市民のバス旅行の利用促進、並びに市内への観光誘客を目的とするものでございます。中ほどの赤字部分でございますが、(1)のバス事業者のバスを利用して行うバス旅行につきましては、2分の1、上限5万円を補助し、(2)の旅行会社が企画した11人以上で市内の宿泊または昼食を含む旅行商品一企画に対し、2万円を補助するものでございます。

一番下の申請方法、※印のところにも記載しておりますが、申請につきましては、市とバス事業者、または旅行会社との間で補助金のやりとりが行われますが、市民がバス旅行する際には、結果としてバス代金が割安となるため、市民還元をするものでございます。この事業の補正予算は、観光費で安心バス旅応援事業補助金として1,500万円を計上いたしました。

最後に11ページをお願いいたします。

社会保険労務士の相談支援体制の整備で、1点目が無料相談会の開催で、事業者が社員を守る雇用や労務管理での課題解決、国県補助金の適切な活用につなげるべく、8月より古川・神岡交互に実施する予定でございます。

2点目につきましては、事業者個人がコロナ関連相談を社会保険労務士等に直接を行った場合に要した費用につき、1回上限5万円、2回までの最大10万円を補助いたします。この事業の補正予算は、商工振興費に謝礼19万2,000円と社会保険労務士等相談費用補助金200万円を計上いたしました。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

6ページのバス・タクシーなど需要回復見込めない業種への支援ということで、具体的にちょっと教えてください。対象になるバスは何台で、タクシーは何台なんですかね。

□商工課長（大上雅人）

市内にあるタクシーが23台、バスが19台ということで聞き取りを行っております。

○委員（野村勝憲）

8ページの飛騨市安心バスの旅ということで応援事業の創設ということですが、バス1台につき最大5万円ということですが、現在バスは年間に飛騨市からどのくらい出てるんですかね。

□観光課長（洞口廣之）

昨年実績ですが、1,060台でございます。

○委員（野村勝憲）

1,060台ということですが、そうしますと、今回は、台数にしたら5万円として300台ということになるんですけれども、どのくらいの台数を見込まれてるんですか、予算の中で。

□観光課長（洞口廣之）

本年度これらのバスに関しては、現状全く運行がない状態でございます。従いまして、昨年度の4分の1程度までは何とか回復させたいということで、その見込みの予算計上をいたしております。

○委員（野村勝憲）

来週から国が22日でしたかね、GoToキャンペーンが始まりますけれども、当然これと連動しても、この最大5万円の支援は、いきるといふふうに理解していった方がいいわけですね。

□観光課長（洞口廣之）

G o T o キャンペーンに関しましては、バスの手配代も国の補助対象に含まれるケースもございます。そういった場合には、国・県の同類の補助制度が適用の場合には該当しないといったかたちでの補助要綱の制定を考えております。

○委員（野村勝憲）

1泊2日で最大5万円ということですね。日帰りほどのくらいになるんですか。

□観光課長（洞口廣之）

こちらの8ページの例をごらんいただきたいと思いますが、例の②です。中型バス1台、通常7万7,000円。これ1泊、近場を想定しておりますが、こちらにつきましては、2分の1上限に満たませんので、2分の1までを支援するといったものでございます。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

□副市長（湯之下明宏）

先ほど井端委員さんの件なんですけども、いろいろご議論いただきましたので、5ページを見ていただきたいんですが、②のコロナと共に生きる地域活動支援補助金の創設の対象事業のところを修正をさせていただいて、(3)の代表者が認める事業であって(1)または(2)の事業ということで運用をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

今の資料の(3)代表者が認める事業であって(1)または(2)に該当する者ということなんですか。

□副市長（湯之下明宏）

そういうふうに修正をさせていただきたいと思っております。

●委員長（前川文博）

よろしいですね。

それでは、これより予算特別委員会に付託された案件について討論・採決を行います。

議案第86号、令和2年度飛騨市一般会計予算（補正第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

○委員（水上雅廣）

今回の予算について反対の立場で討論をさせていただきます。理由は本会議場で申し上げます。

●委員長（前川文博）

次に賛成討論はありませんか。

ほかに討論はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ほかに討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

●委員長 (前川文博)

挙手多数です。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件について審査を終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

予算特別委員会付託案件の審査は、議員全員の構成による委員会で行われましたので、本会議における委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。よって、本会議における委員長報告は省略することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長 (前川文博)

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 午後2時34分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長

前川文博